

～ 特別支援学校にかかわる就学手続き ～

転学は、2週間以上の入院治療となる場合、又は入院中に医師から転学を勧められた場合、入院期間に限り一時的に行うことができます。

令和5年6月改訂

1 小・中学校から竹田校への転学手続き

→ 「入院」に伴い、年度途中で竹田校に転学する場合

2 竹田校から小・中学校への転学手続き

→ 「退院」に伴い、年度途中で元の学校に戻る場合

(退院後も通学を継続していた場合も含む)

<転学について>

この資料は、「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き」(平成26年4月 福島県教育委員会)改訂版に基づき作成しています。

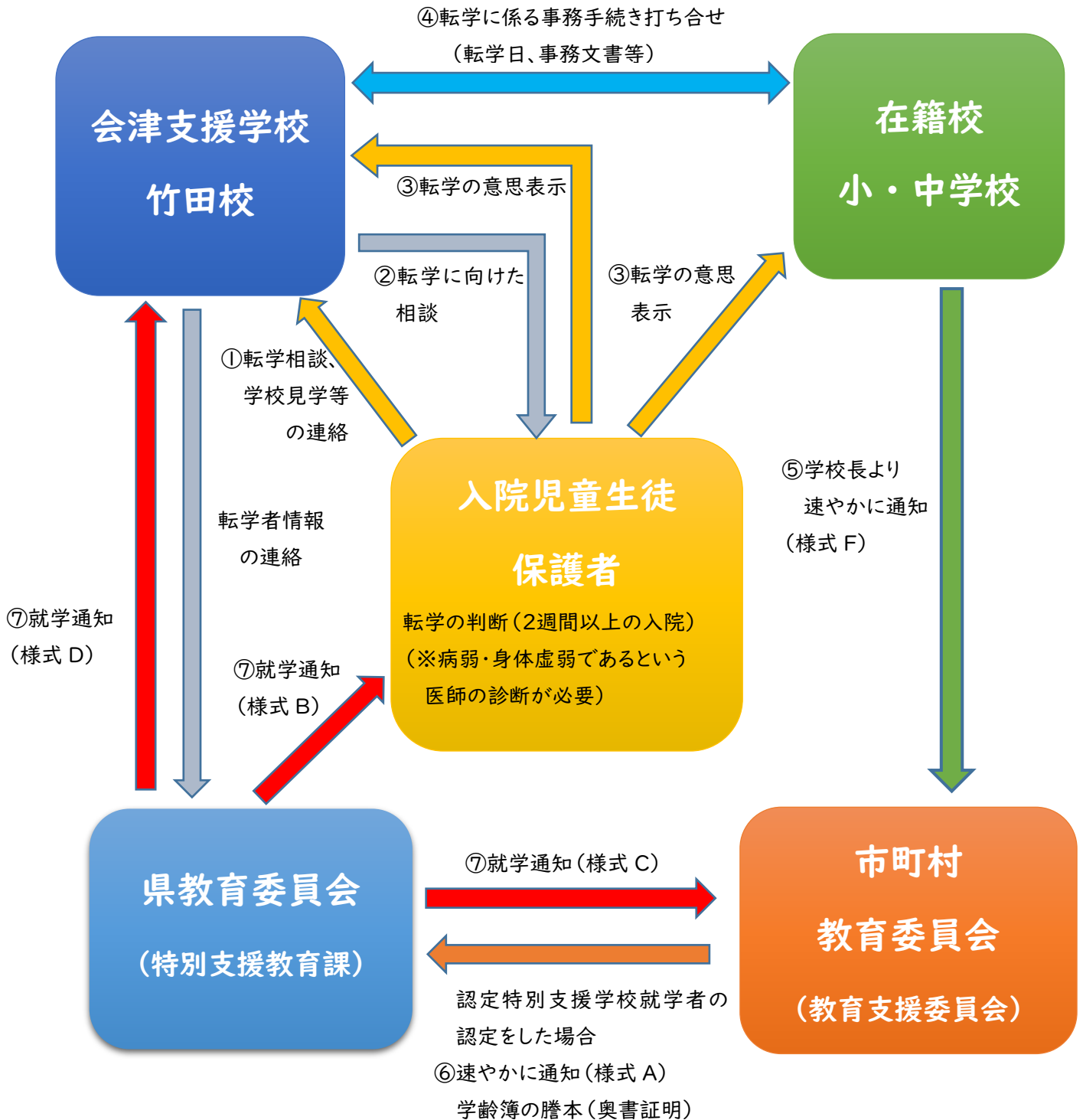
特別支援学校に転学する場合は、市町村教育委員会が主催する教育支援委員会での審議を経て、当該児童生徒が、学校教育法施行規則第22条の3の障がい区分に該当し、「認定特別支援学校就学者」の判断を受ける必要があります。

転学をお考えの場合は、在籍校と市町村教育委員会に御相談いただくことになります。



Ⅰ 小・中学校から竹田校への転学手続き

(入院に伴い年度途中に竹田校に転学する場合)

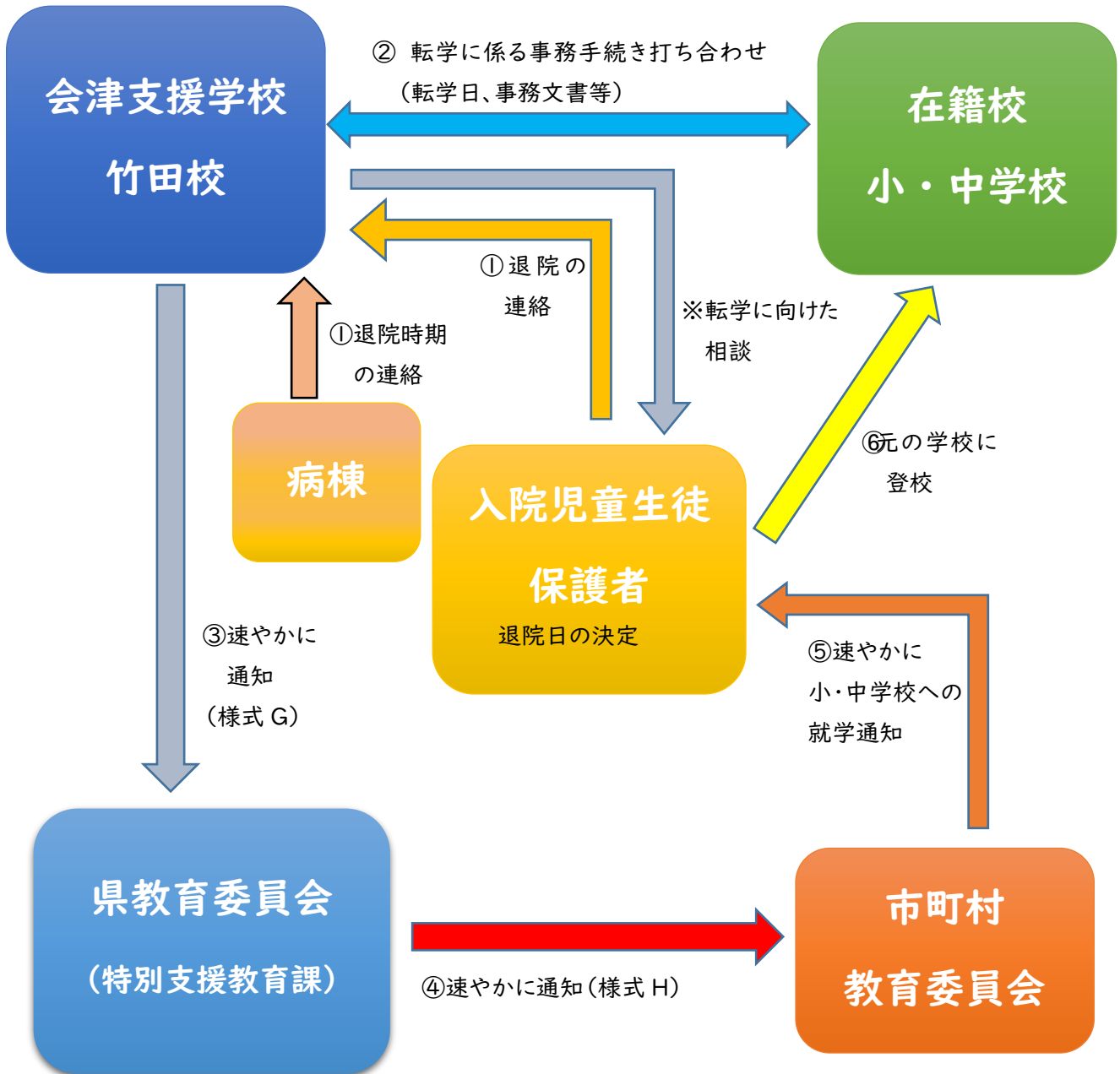


※ 病弱・身体虚弱については別紙「[V 病弱・身体虚弱](#)」を参照ください。

※ 転学は、入院により竹田総合病院で治療を受けている児童生徒が対象になります。

2 竹田校から小・中学校への転学手続き

(退院に伴い年度途中で元の学校に戻る場合)



※ 病院を退院した後、主治医の意見により、快方まで自宅から竹田校に通学するようになった児童生徒が、元の学校に戻る場合も同様の手続きを行います。

V 病弱・身体虚弱

1 病弱・身体虚弱とは

病弱とは、学校教育においては、身体の病気又は心の病気のため継続的又は繰り返し医療又は生活規制を必要とする状態を表す際に用いられ、ここでいう生活規制とは、入院生活上又は学校生活、日常生活上で留意すべきこと等である。

身体虚弱とは、学校教育においては、病気ではないが不調な状態が続く、病気にかかりやすいなどのため、継続して生活規制を必要とする状態を表す。

<小児慢性特定疾患の例（*19）>

悪性新生物：白血病、リンパ腫、神経芽腫、脳腫瘍 等

慢性腎疾患：ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、水腎症 等

慢性呼吸器疾患：気管支喘息、気管狭窄 等

慢性心疾患：心房・心室中隔欠損、ファロー四徴、重症不整脈、心筋症 等

内分泌疾患：成長ホルモン分泌不全性低身長症、下垂体機能低下症 等

膠原病：若年性特発性関節炎、若年性皮膚筋炎 等

糖尿病：1型糖尿病、2型糖尿病、その他の糖尿病

先天性代謝異常：アミノ酸代謝異常、骨形成不全症、色素性乾皮症 等

血友病等血液・免疫疾患：血友病、慢性肉芽腫症、原発性免疫不全症 等

神経・筋疾患：ウエスト症候群、結節性硬化症、亜急性硬化性全脳炎 等

慢性消化器疾患：胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症 等

*19 子供の病気は、古くは結核などの感染症が主であったが医学や医療の進歩等により、感染症による子どもの死亡が激減し、その後、感染症に代わって、長期間の治療を要する慢性疾患が大きな部分を占めるようになった。近年は、身体の病気で入院する子供については、入院期間が短期化しており、それに伴い入院中に教育を受ける子供も減少している。しかし、小児がんのような小児慢性特定疾患治療研究事業の対象である疾患の中には、まだまだ長期間の入院を必要とするものもある。また、強い焦燥感や不安、興奮、抑うつ症状、倦怠感などの行動障がいを引き起こす精神疾患の子供も入院や通院、施設入所等を必要とすることがある。最近では、このような病気の子供が、特別支援学校（病弱）や、病弱・身体虚弱特別支援学級で増えている。

参考：平成25年3月4日 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

「病気療養児に対する教育の充実について（通知）」

2 障がいの判断に当たって

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 特別支援学校（病弱）の対象と概要

(1) 特別支援学校（病弱）の対象

- | | |
|--------------------------------------------------------------|---------|
| 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの | |
| 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの | (* 4) |

- 「継続して」と規定されているのは、風邪等の軽度の病気により、極めて短い期間だけ医療等が必要となる程度のものについては、「特別支援学校（病弱）の対象ではない」ことを意味している。
- 病弱で「継続して医療を必要とするもの」とは、病気のため継続的に医師からの治療を受ける必要があるもので、医師の指導に従うことが求められ、安全面及び生活面への配慮の必要度が高いものをいう。
- 病弱で「継続して生活規制を必要とするもの」とは、安全及び生活面への配慮の必要度が高く、日常生活に著しい制限を受けるものの、医師の治療を継続して受ける必要はないものをいう。
- 身体虚弱で「継続して生活規制を必要とするもの」とは、病弱ではないものの、安全面や生活面について配慮する必要性が高く、日常生活上において著しい制限を必要とするものをいう。

(2) 特別支援学校（病弱）の概要

小学部、中学部、高等部が設置されているが、医療機関の状況などにより様々な形態で指導が行われているため、就学に当たっては、事前に特別支援学校（病弱）や医療機関等から情報を得ておくことが重要である。

また、特別支援学校（病弱）における教育の内容については、小・中学校又は高等学校に準じた（原則として同一の）各教科等の指導が行われており、それに加えて、障がいによる学习上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、「自立活動」という指導領域が設けられている。

4 病弱・身体虚弱特別支援学級の対象と概要

(1) 病弱・身体虚弱特別支援学級の対象

- | | |
|--------------------------------------------------|---------|
| 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの | |
| 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの | (* 5) |

- 「疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理が必要」とは、病気のため医師の診断を受け、持続的又は間欠的に医療又は生活の管理が必要な場合のことである。病弱・身体虚弱特別支援学級の対象者としては、特別支援学校（病弱）の対象となる障がいの程度